



松街都景審第5号

令和7年2月5日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市景観審議会

会長 池邊 このみ



令和6年度松戸市景観条例第17条第1項に基づく調査審議

事項について（答申）

松戸市景観条例第17条第1項の規定に基づき、令和6年7月10日付け松街都第119号をもって諮問のありました標記の件については、調査審議の結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 松戸市景観条例第17条第1項第1号に基づく景観計画の変更に關すること

別紙1のとおり

- 2 松戸市景観条例第17条第1項第6号に基づく景観表彰に關すること

別紙2のとおり

- 3 松戸市景観条例第17条第1項第7号に基づく本市における良好な景観の形成に係る事項に關すること

・「新松戸駅東側地区土地区画整理事業」について

本件については、事業継続中のため、次年度以降に調査審議を継続する。

松戸市景観条例第 17 条第 1 項第 1 号に基づく景観計画の変更に関する
ことについては、以下のとおり答申します。

本件については、次年度以降に調査審議を継続するものとしませんが、
今年度の審議結果は、下記のとおりです。

記

松戸市景観計画の変更については、令和 6 年度の検討結果（改定た
たき台）として、適当な内容と認めます。

ただし、今後変更に向けて、下記について次年度以降の検討事項と
します。

1 改定たたき台を基本とした更なる検討

改定たたき台を基本とした景観計画の変更内容に合わせて、松戸市
景観基本計画、松戸市景観条例及び景観条例等施行規則、各種景観形
成ガイドラインについて、必要な変更を検討すること。

併せて運用面の検討も行い、必要に応じて改定たたき台を含め内容
を精査すること。

2 市民や関係者への説明および周知

景観計画の変更に向けては、市民や関係者への説明を十分に行い、
周知をはかること。

松戸市景観条例第17条第1項第6号に基づく景観表彰に関する
ことについては、以下のとおり答申します。

「松戸市景観表彰」の選考結果は、下記のとおりです。

記

1 表彰対象者及び景観賞の区分

部 門	景観賞 区分	名 称	表 彰 対 象 者
建築物・ 工作物部門 (千葉県屋 外広告物条 例に基づく 申請のあっ たもの)	大賞	ロジスクエア松戸	株式会社シーアールイー
	優秀賞	松戸市の未来を描く らくがきプロジェクト	株式会社シンワ 株式会社 TS ユニオン
	景観 奨励賞	該当なし	該当なし

2 理由

大賞

良好な景観の形成に寄与しており、景観的に特に優れているため
優秀賞

良好な景観の形成に寄与しており、景観的に優れているため
景観奨励賞

良好な景観の形成に寄与しており、大賞及び優秀賞に次いで、
景観的な取組みや形態意匠に優れた部分が認められるため